

次期中期事業計画の骨子について

大日本蚕糸会では、次期中期事業計画（計画期間：令和8年度～12年度）の策定を進めています。養蚕農家や繭の生産量の減少傾向に歯止めがかからない状態が続いており、これまでと同じような支援措置を漫然と継続していると遠からず我が国から蚕糸業が失われてしまうのではないかという強い危機感を持って検討を進めています。

昨年10月以降、蚕糸・絹業提携グループに対する意向調査や全養蚕農家を対象とした実態調査、さらには製糸業者や蚕種製造業者の経営状況調査を行い、それらをもとに5回にわたり有識者会議を開催し下記のとおり次期中期事業計画の骨子を取りまとめました。

大日本蚕糸会では、今後、これをもとに支援事業等の具体化を進めて行きますが、将来にわたって我が国に養蚕業、製糸業が持続的なものとなるよう検討していきたいと思っておりますので、今後とも関係の皆様のご支援、ご協力をお願いします。

新たな中期事業計画（令和8年度～令和12年度）の骨子

令和7年3月21日

I 我が国の蚕糸業の現状

1. 戦後の繭生産のピークは1968年の121千トン（養蚕農家数455千戸）であるが、それ以降、生活様式の変化等により国内の絹需要が減少したこと、中国等の外国産生糸との競争により国産生糸の需要が奪われたこと等から、養蚕農家数、繭生産量の減少が継続。

直近（2024年）の養蚕農家数は134戸、繭生産量は38トンとなっており、現在も養蚕農家数、繭生産量の減少に歯止めがかからない状況。

2. 繭の生産量の約3/4が70歳以上の養蚕農家によって担われており、その70歳以上の養蚕農家の約85%は後継者がいない状況となっているため、このまま推移すれば、遠からず国内から蚕糸業が失われてしまう可能性が極めて高い。

このような養蚕農家の減少の主たる要因は、繭の販売価格が繭の生産費を大幅に下回っていることから、養蚕農家の後継者の育成及び養蚕業への新規参入が極めて限られているため。

3. また、国産生糸を使用した絹製品が安価な輸入生糸を使用した絹製品との差別化が十分なされていないことから、国産生糸の販売価格は製造コストを下回っており、国産生糸を生産している製糸業者（5社）は全て赤字経営。

4. さらに、これまで繭の生産量が大幅に減少してきたことに伴い、蚕種製造業者、稚蚕共同飼育所、桑苗生産業者等関連業者の数も減少し、いずれも極めて厳しい経営環境に置かれている。今後、国内で蚕糸業を存続させていくためには、これらの関連業者も含めて全ての事業者の持続的な経営が可能となるような生産システムを確立していくことが必要。

Ⅱ 蚕糸業支援の基本的な考え方

1. 総論

- (1) 「将来の我が国の養蚕業が自ら持続的に存立し得る状態を確立し、それを通じて国産絹の伝統文化を守る。」という共通の目標に向かって関係者が一体となって取り組んでいくことが必要。
- (2) このため、特に、国産生糸の歴史的、文化的な背景を紹介しつつ、国産生糸の持つ価値を消費者に適切に評価していただくこと等を通じて、生産コストを適切に反映した合理的な繭価格、生糸価格を実現するとともに、新規参入者、後継者を育成・確保するために必要な対策を推進していく。
- (3) 新たな次期中期事業計画においては、大日本蚕糸会が令和8年度から令和12年度までの5年間、業務全般の効率化、重点化、事業体系の見直し等を推進しつつ、この目標を実現するために具体的に何に取り組むかを明確にする。

2. 養蚕農家、製糸業者等に対する支援

- (1) 2008年以降17年間、川上と川下の提携システムの形成を軸とした養蚕農家、製糸業者等に対する支援事業を実施してきたが、「国産生糸の高い販売価格を実現し、これを各生産段階に還元する」という事業本来の目的が達成されていない。
- (2) また、提携システムは取引関係が固定化しているため、需給に応じた柔軟な価格形成が行われず、新たなニーズを有する実需者が養蚕農家から繭を入手することが困難、提携グループに所属する実需者も当該提携グループ以外の養蚕農家から繭を入手しようとしても柔軟な対応が困難等の弊害も指摘されている。
- (3) このため、生産コストを適切に反映した合理的な繭価格、生糸価格を実現することを通じて、蚕糸業を持続的なものにするための取組みに限られた財源を重点的に配分する観点から、提携グループを軸とした支援という仕組みを抜本的に見直し、以下のような仕組みとする。

- ア. 支援の対象者は提携グループに属する養蚕農家、製糸業者に限定せず、国産繭・生糸の希少性を活かした付加価値の高い製品づくりを推進する養蚕農家、製糸業者等に直接支援する仕組みとする。
- イ. 支援の対象項目は、
- ・川下業者と養蚕農家、製糸業者が一体となって行う国産生糸の品質の向上、輸入生糸との差別化のために必要な機器の整備等に要する経費の一部
 - ・養蚕業の持続的経営、規模の拡大に必要な機器の整備・更新、桑園の整備・改植等に要する経費の一部
- とする。
- ウ. 支援の実施に当たっては、国が実施する補助事業（「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（蚕糸支援関連）」）等との連携に留意するとともに、生産コストを適切に反映した合理的な繭価格、生糸価格を実現することを採択条件とする。
- エ. 養蚕農家に対して養蚕に必要な資材が円滑に供給されるよう養蚕資材のリサイクル供給の仕組み作りを支援する。
- オ. 養蚕農家の生産コストを抑制するため、引き続き、蚕種製造業者、稚蚕共同飼育所に対して支援する。
- (4) 国内蚕糸業の規模が縮小する状況の下で、国産生糸の生産、供給が安定的に行われるようにするため、蚕種製造業者、稚蚕共同飼育所、製糸業者等が経営改善方策、蚕種・原料繭や生産資材等の相互融通、業務の役割分担等について情報交換する場の設置等に必要な経費の一部を支援する。

3. 新規就農者、後継者等の育成

- (1) 国が実施する農業後継者、新規参入者に対する補助事業と連携して、養蚕業に係る農業後継者、新規参入者に対する特別な支援を行う。
- (2) 養蚕業への新規就農、後継者を育成するため、養蚕研修について群馬養蚕学校と連携して養蚕研修の内容の充実を図るとともに、製糸業者において製糸業務に携わる技術者の養成を支援する。
- (3) 大日本蚕糸会は、養蚕技術及び製糸技術に関する映像情報、文書情報を収集、整理して、各種研修の教材として活用するとともに、次世代に継承するため保存する。

4. 養蚕農家等に対する技術指導及び情報提供

- (1) 需要に応じて国産繭を安定的に供給するためには、養蚕農家に対して蚕病防止や桑園の適切な管理等に関する技術指導や情報提供が不可欠。
このため、都道府県段階の協議会等が行う技術指導・情報提供活動を引き続き支援する。
- (2) なお、養蚕農家の減少に伴い協議会の体制が縮小してきている産地については、近隣県の協議会と共同して開催することなどを検討するとともに、協議会等のない地域で養蚕を開始したい者があった場合には、大日本蚕糸会が直接技術指導、情報提供する仕組みを設ける。
- (3) また、大日本蚕糸会は、県協議会等を対象にして、全国的な生産・販売状況や技術指導等に必要な情報を提供する会議・研修会等を開催する。

5. 新規用途も含めた繭、生糸の需要拡大

- (1) 生産コストを反映した合理的な国産繭、国産生糸の価格を実現するためには、絹製品の消費者（実需者）に、現在、国内の蚕糸業は存亡の危機にあり、国産生糸が生産コストを適切に反映した合理的な価格で取引されなければ遠からず失われてしまうことについて理解していただいた上で、国産生糸には文化的、歴史的な価値があり、希少なものであること等を広報することにより国産生糸に対する需要を喚起することが不可欠。
- (2) このため、大日本蚕糸会は、SNS の活用も検討しつつ、具体的な事例を紹介することを通じて、消費者（実需者）に国産生糸の文化的、歴史的な価値を訴えるための広報活動を積極的に行うとともに、養蚕農家、製糸業者、絹業者等が行う広報活動や国産生糸を応援しようとする団体の諸活動を支援する。
- (3) 蚕、繭の新規用途への販売及び製糸の副産物の販売は、養蚕農家、製糸業者の副収入となり、生産コストに見合った価格で販売されれば、養蚕農家、製糸業者の経営改善に資するものとなる。
このため、蚕、繭の新規用途の開発及び製品化、蚕糸業の副産物の製品化の取組みを、養蚕農家、製糸業者の経営改善効果を十分に検証しつつ、支援する。
- (4) また、国内の蚕糸業の存続という観点から、蚕、繭の仕向け先は製糸用途を優先することが必要であることに留意して、蚕、繭を新規用途に仕向けた結果、国産生糸の生産に支障が生じないようにするために必要な仕組みを設ける。

Ⅲ 大日本蚕糸会の役割と業務の見直し

1. 限られた財源、要員の下で、事業全般の効率化、重点化を図りつつ、上記Ⅱの「蚕糸業支援の基本的考え方」に則して、各般の支援事業を企画、立案し、適切な業務執行に努める。

2. 特に、国産生糸を使用した付加価値の高い絹製品を製造することにより、生産コストを反映した合理的な繭価格、生糸価格を実現することを目指す養蚕農家、製糸業者と川下関係者の新たな連携構築のための仲介、支援に重点的に取り組む。
3. 国産生糸の文化や歴史、特長、国産の繭・生糸の生産コストや需給動向、新技術や新商品開発等に関する情報収集を行い、シルクレポート、ホームページ等の媒体や講演会等を通じて幅広く発信する。
4. また、国産繭、国産生糸を使用した多様な絹製品の差別化を図る観点から新たに国産の原料生糸等も「純国産絹マーク」の対象とするなど、「純国産絹マーク」が有効に活用されるよう運用を改善する。
5. ジャパンシルクセンターについては、店舗内に国産繭・生糸製品のコーナーを設けるとともに、これまで提携グループに限って認めていたジャパンシルクセンターの催事利用について、国産生糸を使用した新たな商品を開発・販売しようとする者に広く開放するなど、より国産生糸の需要拡大に資するよう運用を改善する。
6. 養蚕農家、製糸業者等の蚕糸業関係者とのコミュニケーションを通じ現場の課題を迅速に把握し、農研機構、群馬県蚕糸技術センター及び大学等と連携して、課題の解決のための技術指導や研究開発を行う。
7. 蚕糸科学技術研究所による実用蚕品種の原種提供は、蚕糸業が持続的に営まれる上で重要な基盤となるものであり、適切なリスク管理のもと着実に実施する。
8. 蚕糸科学技術研究所の業務については、限られた要員により実施することを考慮し、直接蚕糸業を支える蚕種製造や技術指導を優先する。研究開発については、農研機構や群馬県蚕糸技術センター、大学等との連携強化、役割分担を図りつつ、現場ニーズのある研究に絞って実施する。

9. 上記のほか、ジャパンシルクセンターの運営、純国産絹マーク制度の運用、表彰事業、貞明皇后研究助成を含めて、本部及び蚕糸科学技術研究所の業務全般について、「蚕糸業支援の基本的な考え方」を踏まえ、各種業務が効率的に実施され、その目的が的確に達成されるよう業務内容や実施方法等を見直す。

(以上)